

iSmartWiMAX 安心サポート規約

第1章 総則

第1条 (用語の定義)

iSmartWiMAX 安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	iSmartWiMAX 安心サポート規約をいいます。
当社	株式会社フオーバルテレコムをいいます。
端末機器	「iSmartWiMAX」回線の利用にかかる端末機器で、「iSmartWiMAX」申し込みに伴い、当社より販売されたルータをいいます。
本サービス	当社提供サービスである「iSmartWiMAX」の利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービスをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

第2条 (本規約の適用)

- 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
- 当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、当社の指定するホームページに掲載します。変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第3条 (譲渡禁止)

当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (本サービスの提供条件)

- 本サービスは、「iSmartWiMAX」の契約者回線毎に提供します。
- 本サービスは、「iSmartWiMAX」を申込時にのみ同時に入会申込することができます。「iSmartWiMAX」の申込時以外に入会申込をすることはできません。
- 当社会員が個人の場合には、1つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
- 本サービスの提供対象は、端末機器に限ります。
- 入会后、一度退会した場合、再入会することはできません。

第5条 (本サービスへの入会)

- 当社会員になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従い、本サービスを申し込みものとします。
- 当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその申込みを承諾する事が法的的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みした当日から、当社会員の資格を取得するものとします。
 - 「iSmartWiMAX」若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本規約に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 前条に基づく申し込み内容に不備があるとき。
 - 申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
 - 申込みをした者が、「iSmartWiMAX」の利用を停止されたことがある又は「iSmartWiMAX」若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第6条 (変更の届出)

- 当社会員は、連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに当社に変更内容を届け出るものとします。
- 第1項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条 (当社会員が行なう退会手続)

- 当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、当社に当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
- 当社会員が、iSmartWiMAX 安心サポートを解約する場合、iSmartWiMAX 安心サポートを解約後に保証サービスを受けることはできないものとさせて頂いておりますので予めご了承ください。

第8条 (当社が行う退会手続)

- 当社は、当社会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当社会員に対しならぬ催告等を要せず、当社会員を退会させることができるものとします。
- 当社会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当社会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
 - 入会時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約のいずれかの規定に違反した場合
 - 月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
 - 住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
 - 不正な行為があった場合
 - 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
 - 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - 当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - 当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
- 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時に本サービスの利用を停止させて頂くことがあるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
- 当社会員は、第1項、第2項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第9条 (本サービスの適用期間)

本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日もしくは「iSmartWiMAX」の利用契約の終了日までとします。

第10条 (月額料金)

本サービスの月額料金は、当社会員の入会申込月から生じるものとし、1契約毎に月額 300円とします。

第11条 (月額料金のお支払い)

- 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める方法により、「iSmartWiMAX」の利用料金と合算してお支払い頂きます。なお、当社会員が個人の場合にはクレジットカード払いのみとします。
- 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める日までに支払うものとします。なお、当社会員が個人の場合にはクレジットカード会社のクレジット

カード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

- 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額お支払い頂きます。

第12条 (消費税相当額の加算)

第10条、第11条の規定により当社会員に支払って頂く金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます）を加算した額とします。

第13条 (遅延利息)

当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

第14条 (本サービスの提供義務の免責)

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- 当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
- 天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第15条 (個人情報)

当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がホームページ上に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第2章 本サービス内容

第16条 (保証の対象範囲)

当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された当社会員が使用する端末機器とします。

第17条 (保証の詳細)

当社は、本サービスの適用期間中に当社会員の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、会員に対し次の保証サービスを提供いたします。

事由	保証内容
(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。
(2) その他故障・破損・水濡れによって弊社が修理を認めた場合	

第18条 (保証サービスの適用対象外となる場合)

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、保証の対象外とします。

- 当社会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
- 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
- 使用による劣化や色落ち等
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
- 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
- その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

第19条 (保証を受ける際の手続)

- 当社会員は、第17条に定めた事由が発生した場合は、当社に連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送頂くものとします。なお、郵送にかかる費用は当社会員が負担するものとします。
- 修理後若しくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。

第20条 (保証サービス利用制限)

当社会員は、本サービスを利用し機器を修理または交換後、その翌月からカウントして7カ月目の1日以降でないと、再度本サービスを利用することができません。3回目以降の利用も同様とします。

制定日：平成 23年 7月 1日

平成 23年 7月 1日施行

平成 26年 3月 27日改定